

令和3年度 加美町職員の人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2、第58条の3及び加美町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、加美町職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表します。

令和3年10月29日

加美町長 猪股洋文

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
2	職員の給与の状況	3
3	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	6
4	職員の分限及び懲戒処分の状況	8
5	職員のサービスの状況	8
6	職員の研修等の状況及び勤務成績の評定	9
7	職員の福祉及び利益の保護の状況	10
8	その他町長が必要と認める事項	11

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（令和3年4月1日採用）

区 分	男性	女性	合計
行 政 職	2	3	5
労 務 職	—	—	—
計	2	3	5

(2) 職員の退職の状況（令和2年度）

区 分	男性	女性	合計
定年退職	4	5	9
勸奨退職	—	—	—
自己都合退職	1	1	2
そ の 他	—	—	—
計	5	6	11

(3) 再任用の状況（令和3年4月1日採用）

再任用制度は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4及び第28条の5の規定により、高齢職員の知識、経験を活用することなどを目的に実施するもので、再任用を希望する退職職員を、選考による能力実証を経て任用しています。

任用形態は、一般職員と同様の時間での勤務となる常時勤務職員と一般職員より短い時間での勤務となる短時間勤務職員があります。

区 分	常時勤務職員	短時間勤務職員	合計
行 政 職	3	14	17
労 務 職	—	3	3
計	3	17	20

(4) 職員数の状況

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数
		令和3年度	令和2年度	
一般行政部門	議 会	4	4	—
	総 務	61 (2)	62 (3)	△1
	税 務	11	12	△1
	民 生	60 (1)	55	5
	衛 生	11	10	1
	農林水産	20	20	—
	商 工	9 (1)	9	—
	土 木	12	11	1
	小 計	188	183	5
特別行政部門	教 育	63	70	△7
	小 計	63	70	△7
公益企業等会計部門	水 道	—	1	△1
	下 水 道	5	5	—
	そ の 他	16	17 (1)	△1
	小 計	21	23	△2
合 計		272 [310]	276 [310]	△4

- (注) 1 職員数は、町長等の特別職及び議会議員は含まれておりません。
 2 令和3年度の総務・民生・商工及び令和2年度の総務・その他の()は、うち派遣職員数です。(令和3年度の内訳は、加美郡保健医療福祉行政事務組合1人、宮城県市町村自治振興センター1人、加美町社会福祉協議会1人、加美町振興公社1人)
 3 合計の[]内は、加美町職員定数条例での合計人数(定数)です。
 4 短時間再任用勤務職員は除きます。

(5) 年齢別職員数の状況

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	2	11	26	26	39	16	33	29	28	30	29	3	272

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和2年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A
令和 2年度	22,413人	16,118,157千円	601,308千円	2,809,303千円	17.4%

(2) 職員給与費の状況（一般会計当初予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 3年度	245人	927,906千円	147,231千円	365,605千円	1,440,742千円	5,880千円

- (注) 1 職員手当には退職手当は含みません。
 2 町長及び副町長、教育長に支給される給料、職員手当は含みません。
 3 職員数については、町から給与を支給している人数です（再任用短時間勤務職員を含みます）。

(3) ラスパイレス指数の状況

	加 美 町	大崎管内平均	県内町村平均	県内市町村平均
令和2年度	95.3	95.5	93.7	95.1
令和元年度	95.0	95.2	93.6	94.9

- (注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 職員の平均給料月額等の状況について（令和3年4月1日）

①一般行政職

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
加 美 町	300,525 円	342,621 円	41.8 歳
宮 城 県	318,668 円	431,517 円	42.1 歳

②技能労務職

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
加 美 町	283,733 円	297,629 円	50.7 歳

- (注) 平均給与月額は、給料に扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外手当などを加算して一人当たりの額を算出したものです。

(5) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日）

区 分		加 美 町	国	宮 城 県
一般行政職	大 学 卒	182,200円	182,200円	189,600円
	高 校 卒	150,600円	150,600円	155,700円

(6) 一般行政職の級別職員数（令和3年4月1日）

（単位：人、％）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な 職務内容	主事 技師	主事 技師	主幹 係長	課長補佐 副参事	課長 参事	課長	
職員数	37	26	46	22	44	5	180
構成比	20.6	14.4	25.6	12.2	24.4	2.8	100.0

（注） 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 職員の手当の状況（令和3年4月1日）

① 期末・勤勉手当

加 美 町			国
	期末手当	勤勉手当	
6月期	1.275 月分 (0.725)	0.95 月分 (0.45)	同じ
12月期	1.275 (0.725)	0.95 (0.45)	
計	2.55 (1.45)	1.90 (0.90)	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級による加算措置			職制上の段階、職務の級による加算措置
・役職加算 5～15%			・役職加算 5～20%
			・管理職加算 10～25%

() は再任用職員の支給割合

② 退職手当

加 美 町		国
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分+調整額	24.586875月分+調整額
勤続25年	28.0395月分+調整額	33.27075月分+調整額
勤続35年	39.7575月分+調整額	47.709月分+調整額
最高限度額	47.709月分+調整額	47.709月分+調整額
その他の加算措置		
定年前早期退職 特例加算 (2%~20%加算)		

(注) 退職手当の支給率は、宮城県市町村職員退職手当組合の条例で定められています。

③ 扶養手当

加 美 町		国
1	配偶者、父母等	6,500円
2	子	10,000円
3	扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	

④ 通勤手当

加 美 町		国
1	交通期間の利用者	同じ
	1ヶ月に相当する運賃相当額 限度額：55,000円	
2	自動車等の使用者	同じ
	使用距離（片道）により 2,000円~31,600円	

⑤ 住居手当

加 美 町		国
1	借家・借間に居住している職員	同じ
ア	月額16,000円を超え27,000円以下の家賃の場合	
	【家賃】-16,000円	
イ	月額27,000円を超える家賃の場合	
	(【家賃】-27,000円)×1/2+11,000円 限度額：28,000円	

⑥ その他の手当

区 分	内 容						
時間外勤務手当	平日 時間単価×125/100 (深夜 150/100) 休日 時間単価×135/100 (深夜 160/100)						
管理職手当	課長等管理職の職員 (参事職を除き専門監を含む) に支給 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 級</td> <td>33,200 円～51,900 円</td> </tr> <tr> <td>5 級</td> <td>31,700 円～49,600 円</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	管理職手当の額	6 級	33,200 円～51,900 円	5 級	31,700 円～49,600 円
職務の級	管理職手当の額						
6 級	33,200 円～51,900 円						
5 級	31,700 円～49,600 円						
寒冷地手当	支給地域区分は4級地 支給期間は、毎年11月から翌年3月までの5ヶ月間 世帯主で扶養親族有りの職員 → 17,800 円 世帯主で扶養親族無しの職員 → 10,200 円 その他の職員 → 7,360 円						

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (令和3年4月1日)

(1) 職員の勤務時間

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分 (7時間45分/日)	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

(2) 年次有給休暇の取得状況 (令和2年1月1日～令和2年12月31日)

対象職員数	付与日数	取得日数	平均取得日数	消化率
271 人	10,415 日	2,683 日	9.90 日	25.8%

※対象職員数は、一般職の全職員から派遣職員を除いた数となります。

(3) 休暇等の種類

休暇の種類	内 容		備考
年次有給休暇	1 暦年ごとに 20 日とし、20 日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる。		
特別休暇 (主なもの)	公民権行使のための休暇	必要と認められる期間	有給
	公の職務遂行のための休暇	必要と認められる期間	
	骨髄液提供のための休暇	必要と認められる期間	
	社会貢献活動のための休暇	1 年につき 5 日の範囲内の期間	
	結婚休暇	7 日以内で必要と認められる期間	
	産前・産後休暇	出産予定日の6週間前から出産日まで及び出産日から8週間を経過する日までの期間	
	育児時間休暇	生後1年未満の子を育てる場合、1日1時間又は1日2回それぞれ30分	
	妻の出産休暇	2 日以内	
	男性職員の育児参加のための休暇	5 日以内	
	子の看護のための休暇	1 年につき 5 日（小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）以内	
	忌引き休暇	親族死亡者の区分に応じ、1 日から 10 日の範囲内	
	父母等の法要休暇	父母、配偶者及び子の追悼 1 日以内	
	夏季休暇	7 月から 9 月までの期間内において 4 日以内	
	災害又は交通機関の事故等による休暇	必要と認められる期間	
介護休暇	負傷、傷病又は老齢により、2 週間以上にわたり親族（配偶者、父母、子供等）を介護しなければならないとき。6 月を限度として必要と認められる期間	無給	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養をする場合、最小限必要と認められる期間。	疾病の区分に応じた期間は有給	

(4) 育児休業（子が 3 歳に達するまでの期間）の状況（令和 2 年度）

区 分	男 性	女 性	合 計
育児休業の承認件数	0	3	3

※令和 2 年度中に育休が開始されたもの

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和2年度）

区 分	降任	免職	休職	降級	合計
勤務成績が良くない場合	—	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	1	—	1
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	—
職制、定員の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	—
条例で定めた事由による場合	—	—	—	—	—
合 計	—	—	1	—	1

(2) 懲戒処分者数（令和2年度）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	—	—	—	—	—
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	—
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—

5 職員のサービスの状況

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、次のように職員には様々な義務や制限が課されています。

- 1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- 2) 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- 3) 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- 4) 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- 5) 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- 6) 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- 7) 営利企業等の従事制限（地方公務員法第38条）

6 職員の研修等の状況及び勤務成績の評定（令和2年度）

（1）研修所等の研修

研 修 内 容	人 数	備 考
宮城県市町村職員研修所	41	
階層別研修 新規採用職員研修	5	新規採用職員
階層別研修 一般職員研修Ⅰ	11	採用後3年～7年
階層別研修 監督者研修Ⅰ	4	新任係長級
階層別研修 管理者研修Ⅰ	10	課長補佐級
実務研修等	11	契約事務研修、条例・規則作成研修、私債権管理・回収研修等

（2）職場内研修

研 修 内 容	人 数	備 考
人事評価制度の改定に伴う説明会および研修会 〈対象者〉管理職相当職 業績評価制度導入に向けて、目標管理と目標設定の実務知識等を研修し、理解と知識を深めた。	48	【講師】 株式会社 行政マネジメント研究所 三原 昭久 氏

（3）勤務成績の評定

職員の日常の勤務や仕事の成果（実績）を通じて、その能力や仕事を客観的、主体的に評価し、人材育成や職員の意識改革を図るため人事評価を実施しています。

能力態度評価については、平成25年度より1月1日の昇給に結果を活用しています。また、業績評価については試行し、熟度が高まった段階で勤勉手当の支給に結果を反映する予定です。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況（令和2年度）

検 診 項 目	受診者数	備 考
基本検診	384	職員安全衛生管理規程に定められた検診
結核検診	377	職員安全衛生管理規程に定められた検診
骨粗鬆症検診	6	
肝炎ウイルス検診	1	
胃がん検診	3	
大腸がん検診	3	
乳がん検診	23	
子宮がん検診	24	
前立腺がん検診	8	
人間ドック	181	うち73名は、宮城県市町村職員共済組合助成制度により受診

(2) 職員互助会組織への助成状況（令和2年度）

加美町職員親和会への町からの助成はなし

(3) 公務災害の発生状況（令和2年度）

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金宮城県支部	0	—

(4) 職員の勤務条件に関する措置及び不利益処分に関する不服申立等の状況

公平委員会の業務の状況

①職員の勤務条件に関する措置要求の審査、判定及び必要な措置

なし

②職員に対する不利益処分についての不服申立てに対する裁決、決定等

なし

③職員の苦情相談

勤務条件・サービス関係の相談に対する助言 0件

8 その他町長が必要と認める事項

(1) 特別職等の職員の報酬等の状況 (令和3年4月1日)

① 給料及び期末手当の状況

	町長	副町長	教育長	議長	副議長	議員
給料月額	(684,240 円) 855,300 円	(539,155 円) 634,300 円	(469,170 円) 521,300 円	331,000 円	266,000 円	246,000 円
期末手当	6 月期 1.675 月・12 月期 1.675 月 計 3.35 月分			6 月期 1.675 月・12 月期 1.675 月 計 3.35 月分		

※令和3年度の町長、副町長、教育長の給料月額については、() 内の金額となります。

行財政改革により減額対応しています。

② 退職手当の状況

退職手当	町長 副町長 教育長	(算定方式)	(支給時期)
		給料月額×在職月数×44/100	任期毎に支給
		給料月額×在職月数×26/100	任期毎に支給
		給料月額×在職月数×21/100	任期毎に支給